



(公財) 国際宗教研究所 宗教情報リサーチセンター

「ラク便利」 小特集

→他の論文・研究ノート・小特集のバックナンバーは[こちら](#)をご覧ください。

*印刷してご利用の際は2頁目以降を印刷して下さい。

小特集②

「共謀罪」法案に対する各教団の動き

はじめに

2017年5月23日に衆議院、6月15日には参議院において、いわゆる「共謀罪」法案（「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」。以下「共謀罪」法案）が自民・公明両党、日本維新の会などの賛成多数により可決した。

本法案をめぐる抗議集会などの反対運動が広く行われており、そうした反対運動に宗教者らが教団・教派の垣根を越えて積極的に関わる姿が多数報道されている。本小特集では、そうした報道の中から、とりわけ、教団（または教団の内部組織）として公式に本法案への態度を示したことが報じられた教団と、また態度を明確にしなかったことが報じられた教団に光を当て、採録期間（2017年4月～6月）における同法案への宗教界の反応の一端を整理する。

1. 抗議もしくは反対を表明した教団（団体）とその動き

上述の通り、同法案をめぐる抗議運動は宗教者による反対運動が複数行われたが、ここでは教団や教団内部の組織として法案への反対運動を展開したことが報じられた例を挙げる。

①仏教

・真宗大谷派

真宗大谷派は過去の戦争協力に対し、いち早く自己批判を行った教団として知られ、2015年9月に成立した「平和安全法制」にも反対を表明していた[→『ラーク便り68号』研究ノート①参照]。真宗大谷派は5月18日、教団は宗務総長名義で安倍首相宛の声明を発表。法案に対し「大谷派は強く遺憾の意を表し、廃案を求める」とした。また、教団は最高議決機関である宗会において、6月7日までに共謀罪に反対する決議文を採択。「テロ対策という名のもとに政府が市民を監視し、私たち個人の思想や言論、信教、表現を統制しようとする今回の法案に対し、その成立に強く反対する」とした（京都・京都5/19、6/8ほか）。

・本山修験宗（修験道）

真宗大谷派同様、平和安全法制に明確な反対姿勢を取っていた本山修験宗も、教団として法案に反対する姿が報じられている。教団は6月8日、宗会において「釈尊の言葉を伝え、多数に説き行動することも取り締まりの対象になりうる」との懸念を表明。同法について「監視と密告が予想され善良なる人の心に疑心を植え付け、共存社会の崩壊につながる稀代の悪法」と評価し、「宗教者として信教の自由を守るために共謀罪と憲法改正の目論みに反対する」とした決議文を採択。決議文を安倍首相に宛てて送付した（中外日報6/14ほか）。

②キリスト教

キリスト教諸派において教団内に設置された委員会や地方組織の単位で、法案への反対運動が報じられた。

・在日大韓基督教会西南地方会

4月25日、福岡県北九州市の小倉教会において総会を開催し、『「共謀罪」の創設に反対する声明文』を採択。治安維持法によって多くの宗教関係者が検挙された歴史に触れ、同法案が「不幸な歴史を繰り返す布石」であるとした（キリスト新聞6/3）。

・日本聖公会（「正義と平和委員会」）

同会では 5 月 17 日、委員長、人権問題担当主教、管区事務所総主事、宣教主事の連名で同法案の廃止を求める声明を発表。同法案が内心の自由を脅かす憲法違反の法案であるとした（キリスト新聞 6/3）。

・日本キリスト改革派中部中会（「世と教会に関する委員会」）

5 月 18 日、同法案への反対声明を発表。政府が「同法案を『国際組織犯罪防止条約』と結びつけるのは国民を欺罔する」、「現行刑法の法体系を大きく変容させる」、「内心の自由を侵害する」、「監視国家へと向かいさらなる冤罪を作り出す」、「治安維持法の再来」、「戦争の出来る国・する国へと向かわせる」という 6 つの理由を列挙し、廃案を求めた（キリスト新聞 6/3）。

・日本カトリック正義と平和協議会

5 月 23 日、衆議院本会議にて法案が強行採決されたことに対し、同 24 日、反対声明を発表。強行採決に抗議するとともに、「憲法が保障する思想、信条、信教の自由、集会・結社の自由が破壊されかねない」などとして法案の撤回と廃案を求めた。戦時下の宗教弾圧によってカトリック教会の司祭や修道者が逮捕・拘留されたことにも触れ、「このようなことは、いかなる場所においても、もう二度と繰り返されてはなりません」とした（中日・名古屋 6/7、キリスト新聞 6/10）。

③新宗教

・天理教平和の会

天理教平和の会は 4 月 8 日までに声明「再び戦争と宗教弾圧の道開く『共謀罪』法案に断固反対します」を発表。声明では共謀罪を「現代版『治安維持法』ともいうべきものです」と批判。天理教では「国家の戦時体制に協力して、宗教者としての本分を忘れたのではないか、という批判を受けてもやむを得ない場面もあった」とする「反省」を 1995 年に示したことに言及し、「二度とこうした反省を繰り返さないためにも『共謀罪』法案の撤回を安倍政権に強く求めます」とした（赤旗 4/8）。

付記すると、新宗教関連では新日本宗教団体連合会（新宗連）の「信教の自由委員会」首相宛の意見書を提出して懸念を表明している。また、立正佼成会など、インターネット上で反対声明を公開している教団が複数ある。

2. 教団として態度を明確にしなかった教団

いくつかの教団が法案への反対を明確にしたことが報じられた一方、法案への態度を明確に示さなかったことが例外的に報じられた教団がある。ここではそうした教団の例を確認してみよう。

・浄土真宗本願寺派

浄土真宗本願寺派は教団として同法案に反対しなかったことで宗内から批判の声が上がった。浄土真宗本願寺派の門徒からなる、「念仏者九条の会」と「非戦平和を願う真宗門徒の会」は、4 月 7 日、同法案に関して政府に抗議文を送付し、法案への反対を表明。その際、同時に本願寺派総長に宛て、同法案に宗派として抗議し、撤回を申し入れるよう要望書を提出した（仏教タイムス 4/13）。しかし、教団が同法の成立まで法案に対して抗議などの反対行動をしなかったことから、両会は連名で 6 月 15 日に総長宛の抗議文を提出。「教団行政がこのまま沈黙し、政府の『戦争をする国』に追随するならば、本願寺教団はすでに『再び仏祖を裏切っている』」

と厳しく批判したと報じられた (仏教タイムス 6/22)。

・創価学会

政権与党として同法の成立に関わった公明党の支持母体である創価学会も同法案に対しての態度を明確にしなかった。そうした教団に対し、不安や不満の声を上げる信者の声が複数報じられている。本願寺派とは異なり、信者個人の声を拾う報道が多いものの法案推進に与党として関わった公明党支持母体としての役割の大きさに鑑み、報道を拾ってみたい。

5月16日、東京・日比谷の野外音楽堂で開かれた法案反対集会で、創価学会の会員2人が登壇した。登壇者らは取材に対し、「共謀罪は(学会初代会長の)牧口先生が投獄された治安維持法に匹敵する。人々が自由に対話することを制限するような法案に対しては、きちんと声をあげるしかない」などと述べた (東京・東京 5/19)。

北海道新聞は「公明党は危機感を持ち、改正案に反対してほしい」などとした会員の声を複数紹介。同紙が行った全道世論調査によれば、公明党支持層のうち、同法に「賛成」が50%、「反対」が40%、「分からない・答えない」が10%であったという。「一般市民が捜査対象になったり逮捕されたりする不安」を「感じる」とした人は80%で、全体の割合よりも13ポイント上回った (北海道・札幌 5/19)。

中日新聞では東海地方に住む会員の声として「法案は治安維持法の再現と思え、宗教的信条からは受け入れられない。きちんと反対しない今の党と学会は全く理解できない」との声を紹介。同紙は法案に関して創価学会の広報に取材し「お答えすることはございません」との回答を得ている (中日・名古屋 6/7)。

むすび

反対を表明した教団に共通するのは、①「共謀罪」を信教の自由や結社の自由を侵害するものであるとみる点、②同法案を「戦争」や「治安維持法」と結びつけている点である。同法が強行採決をされたという一点を見ても、疑義を持つ宗教界に対して政府与党が十分な説明を果たしたとは言い難いことが、ここで示した動きから分かる。

宗教専門紙においては、教団だけでなく、さまざまな反対の動きがあることが報じられている。とくに「念仏者九条の会」と「非戦平和を願う真宗門徒の会」は安倍首相に抗議文を送付するなど、具体的な行動を継続している。「世界の平和を求める京都宗教者連絡会」、「京都宗教者平和協議会」、「日蓮聖人門下京都立正平和の会」、「京滋キリスト者平和の会」、「日本キリスト教婦人矯風会京都部会」なども抗議文を自民・公明・日本維新の会の党首宛に送付している (個別の動きは専門紙を参照)。

[文責：天田顕徳]

